

令和元年 10 月

# 定例総会議事録

松本市農業委員会

令和元年10月 松本市農業委員会 定例総会 議事録

1 日 時 令和元年10月31日(木) 午後1時30分から午後4時02分

2 場 所 議員協議会室

3 出席農業委員 23人

1番	青木 秀夫	2番	中條 幸雄
3番	竹島 敏博	4番	百瀬 道雄
5番	中川 敦	6番	金子 文彦
7番	小林 弘也	8番	河西 穂高
9番	丸山 茂実	11番	窪田 英明
12番	塩原 忠	13番	田中 悦郎
14番	柳澤 元吉	15番	長谷川直史
16番	河野 徹	19番	橋本 実嗣
20番	古沢 明子	21番	波多腰哲郎
22番	三村 晴夫	23番	塩野崎道子
24番	二村 喜子	25番	上條信太郎
26番	堀口 崇		

4 欠席農業委員 3人

10番	岩垂 治	17番	濱 博
18番	前田 隆之		

5 出席推進委員 7人

推1番	大月 國晴	推3番	大澤 好市
推7番	村沢 由夫	推11番	上條 一利
推12番	堀内 俊男	推13番	上條 信
推15番	波田野裕男		

6 議 事 (農地に関する事項)

(1) 議 案

- ア 農用地利用集積計画の決定の件…………… (議案第118号～第120号)
- イ 農用地利用配分計画案の承認の件…………… (議案第121号)
- ウ 農地法第3条の規定による許可申請許可の件…………… (議案第122号)
- エ 農地法第4条の規定による許可申請承認の件…………… (議案第123号)
- オ 農地法第5条の規定による許可申請承認の件…………… (議案第124号、第125号)
- カ 引き続き農業経営を行っている旨の証明願承認の件  
…………… (議案第126号～第130号)

(2) 報告事項

- ア 非農地証明の交付状況の件
- イ 農地法第18条第6項の規定による合意契約通知の件
- ウ 農地法第3条の3第1項の規定による届出の件
- エ 農地法第4条の規定による届出の件
- オ 農地法第5条の規定による届出の件

カ 農地法第4条の規定による農業用施設届出の件

7 議 事（その他農業委員会業務に関する事項）

(1) 協議事項

- ア 令和元年度家族経営協定締結の取組みについて
- イ 令和元年度農業者年金加入推進活動について
- ウ 令和元年度利用状況調査結果及び利用意向調査の実施について
- エ 令和元年度松本市農業施策に関する意見書市長との懇談会の進め方について

(2) 報告事項

- ア 第4回長野県農業委員会大会への参加について
- イ 令和元年度農業委員会国内視察研修の実施について
- ウ 主要会務報告並びに当面の予定について

8 その他

9	出席職員	農業委員会事務局	局長補佐	板花 賢治
		〃	局長補佐	清澤 明子
		〃	局長補佐	川村 昌寛
		〃	主 査	大内 直樹
		〃	主 査	高橋千恵子
		〃	主 査	中野 雅年
		〃	主 任	青柳 和幸
		〃	事 務 員	大島のぞみ
		農 政 課	主 任	羽入田未咲
		〃	主 事	川嶋 遥
		〃	主 事	宇治 樹
		松本農業改良普及センター	課長補佐	小川 章

10 会議の成立 農業委員会等に関する法律第27条第3項により成立

11 会長あいさつ 小林会長

12 議長就任 松本市農業委員会総会会議規則第3条により小林会長が議長に就任

13 議事録署名委員の指名及び書記の任命

〔議事録署名委員〕 9番 丸山 茂実 委員

11番 窪田 英明 委員

〔書記〕 板花局長補佐、川村局長補佐

14 会議の概要

議 長 それでは、次第に沿って、まず農地に関する事項から議事を進めてまいります。

初めに、議案第118号及び120号 農用地利用集積計画の決定の件、関連して農地中間管理権の設定にかかわる議案第121号 農用地利用配分計画案の承認の件ついてを一括上程をいたします。

最初に、議案に掲載されている新規就農者につきまして事務局からの説明をしていただき、その後、農政課から議案内容について説明をしていただきます。

それでは、事務局からお願いいたします。

青柳主任。

青柳主任

お世話になります。

農業委員会事務局の青柳から新規就農者について説明をさせていただきます。

今月の議案の7ページに新規就農者の一覧載っておりますので、そちらをご確認いただければと存じます。

では、今月ですけれども、お二方新規就農者の方いらっしゃいますので、それぞれご紹介させていただきます。

まず、整理番号1番、〇〇〇〇様になります。〇〇様ですが、住所地は神林、今回権利取得をする農地の所在地は今井になります。1筆、1, 187平米を借り入れ予定でして、花卉の栽培を予定しております。また、就農の目的につきましては、農産物の出荷等を行う営農、出荷先につきましては、JA等ではなく、東京の卸売会社に直接卸すとのことで計画いただいております。販売量は4万本ほど、販売額は150万円を見込んでございます。

こちらの〇〇様ですけれども、朝日村で20年ほど花卉栽培をやられていらっしゃる方でして、今回松本市で初めて権利設定をするということで、新規就農届をご提出いただいた形となります。

また、その他の情報といたしまして、通作距離につきましては3キロメートル、車で移動されるということでお話をいただいております。また、トラクターや管理機を所有しており、朝日村で実際にやられていることもありまして、農機具は一通りお持ちということでお話をいただいております。

今後、規模拡大を松本市のほうでも目指していきたいということでお話がございますので、もし果樹栽培に利用可能な農地ございましたら、ぜひご紹介いただければと存じます。

こちらの新規就農届につきましてですけれども、署名を神林の塩原農業委員、それから今井の田中農業委員にそれぞれいただいておりますので、よろしくお願いたします。

〇〇様の議案ですけれども、2ページの21番、こちらの1筆の分になりますので、よろしくお願いたします。

続きまして、整理番号2番の方、説明させていただきます。

2番ですけれども、〇〇〇〇〇〇〇〇〇になります。法人の所在地につきましては県、今回借り入れする農地の所在につきましては新村となります。

借り入れする筆数と面積ですが、1筆、274平米分で、キュウリとナスの栽培を予定してございます。就農目的は自家消費を中心とした農業としております。経緯ですけれども、〇〇〇〇付近の農地につきまして、〇〇〇〇に農地を貸したいというご要望がございまして、職員の方等が耕作するというので、今回利用権を結ぶというお話となり、新規就農届を提出いただいたという形になります。なお、収穫物に関しましては、内部での販売もしくは調理等での利用を予定しているということでお話をちょうだいしてございますので、お願いいたします。

議案につきましては、3ページの第18条第2項第6号関係の2番が該当となりますので、よろしくお願いいたします。

なお、署名につきましては、新村の柳澤農業委員、それから中平推進委員さんにそれぞれご署名ちょうだいしておりますので、よろしくお願いいたします。

新規就農につきましては以上になります。

議長 ただいまの新規就農者の説明に対しまして、地元の委員さんから補足がありましたら、お願いいたします。  
塩原委員さん。

塩原農業委員 花卉の経験はあるようですし、これから農業をやっていく人がふえるということはいいことだと思いますので、意欲的にやっていただきたいと思います。

議長 ありがとうございました。  
柳澤委員さん。

柳澤農業委員 それでは、申し上げます。  
場所は、〇〇〇〇のすぐ隣の農地です。圃場整備を行っていない、どちらかというところと少し使いにくい農地ですが、〇〇〇〇で職員がこれを耕作して、自家用野菜をつくってまいりたいという内容です。今後、内部で耕作する方を広めていただいて、農業への理解を多くの方にさせていただくような取り組みをお願いしてございます。よろしく申し上げます。

議長 ありがとうございました。  
続きまして、農政課から議案の説明をお願いいたします。  
宇治主事。

宇治（農政課） いつも大変お世話になっております。農政課の宇治でございます。  
恐れ入りますが、今後の議案について、全て着座にてご説明させていただきます。  
今回特記事項はありませんので、議案のほうの説明に入ります。  
1ページをごらんください。

5 - (1) - ア、農用地利用集積計画の決定の件、議案第118号になります。

合計欄のみ読み上げますので、4ページをごらんください。

合計、一般、筆数5筆、貸し付け3人、借り入れ3人、面積9,482平米。

円滑化事業分、筆数41筆、貸し付け23人、借り入れ20人、面積6万8,383平米。

経営移譲、筆数12筆、貸し付け1人、借り入れ1人、面積9,419平米。

所有権の移転、筆数6筆、貸し付け1人、借り入れ3人、面積7,265平米。

第18条2項6号関係、筆数2筆、貸し付け2人、借り入れ2人、面積3,518平米。

農地中間管理権の設定、筆数17筆、貸し付け9人、借り入れ1人、面積3万2,622平米。

合計、筆数83筆、貸し付け39人、借り入れ30人、面積13万689平米。

当月の利用権設定のうち認定農業者への集積は、筆数29筆、面積6万864平米、集積率は74.79%になります。

議案第118号は以上となります。

続きまして、5ページをごらんください。

議案第120号になります。

合計欄のみ読み上げます。

合計、筆数1筆、貸し付け1人、借り入れ1人、面積2,168平米。

当月の利用権の設定のうち認定農業者への集積率は100%になります。

続きまして、6ページをごらんください。

5 - (1) - イ、農用地利用配分計画案の承認の件。

合計欄のみ読み上げます。

合計筆数17筆、貸し付け1人、借り入れ6人、面積3万2,622平米。

当月の利用権設定のうち認定農業者への集積は、筆数14筆、面積2万9,223平米、集積率は89.58%になります。

議案第121号は以上となります。

議長

ただいま農政課から説明がありました3議案に対しまして、農業委員の皆様、また推進委員の皆様からご意見、発言がありましたら、お願いをいたします。

[質問、意見なし]

議長

ご意見がないようですので、ただいまから集約をいたします。

以降、議案の採決におきましては、農業委員の皆様を対象に伺います。

議案第118号について、原案のとおり決定することに賛成の委員の皆様

の挙手をお願いいたします。

[全員挙手]

議長 全員賛成ですので、本件は原案のとおり決定をすることといたします。  
続きまして、議案第120号について、原案のとおり決定することに賛成の委員の皆様の挙手をお願いいたします。

[全員挙手]

議長 全員賛成ですので、本件は原案のとおり決定をすることといたします。  
続きまして、議案第121号について、原案のとおり承認することに賛成の委員の皆様の挙手をお願いいたします。

[全員挙手]

議長 全員賛成ですので、本件は原案のとおり承認することといたします。  
続きまして、議案第119号 農用地利用集積計画の決定の件につきましては、上程をいたしますけれども、本件は委員に関係する案件になりますので、農業委員会法第31条の規定によりまして、橋本委員には退室をお願いいたします。

(橋本農業委員 退席)

議長 それでは、農政課から説明をお願いいたします。  
宇治主事。

宇治（農政課） 議案5ページをごらんください。  
議案第119号になります。  
合計欄のみ読み上げます。  
合計、筆数3筆、貸し付け1人、借り入れ1人、面積2,957平米、認定農業者への集積はございません。  
議案第119号は以上となります。

議長 ただいまの説明に対しまして委員皆様から質問、意見ありましたら、発言をお願いいたします。

[質問、意見なし]

議長 意見がないようです。  
ただいまから集約をいたします。  
議案第119号について、原案のとおり決定することに賛成の農業委員の

皆様の挙手をお願いいたします。

[全員挙手]

議長 全員賛成ですので、本件は原案のとおり決定することといたします。  
それでは、退室をしております橋本委員の入室を許可いたします。

(橋本農業委員 入室)

議長 続きまして、議案第122号 農地法第3条の規定による許可申請許可の件、1件についてを上程いたします。  
事務局から説明をお願いいたします。  
大島事務員。

大島事務員 それでは、総会資料8ページをごらんください。  
農地法第3条の規定による許可申請について説明いたします。  
議案第122号、里山辺中村〇〇〇〇-〇、現況地目、田、766平米を農地の保全のため、贈与により〇〇〇〇さんへ所有権を移転するものです。  
以上1件につきましては、農地法第3条第2項の各号には該当しないため、許可要件の全てを満たしていると考えます。よろしくをお願いいたします。

議長 次に、地元委員の意見をお願いいたします。  
中川委員をお願いいたします。

中川農業委員 先日現地を見てまいりました。里山辺の〇〇〇の西、〇〇〇〇のすぐそばということになります。田んぼですが、稲刈り後でありまして、ご本人がきちんと管理されていらっしゃることを見てまいりました。問題ないと思います。よろしくお願ひします。

議長 ありがとうございます。  
ほかの委員の皆様から質問、意見がありましたら、推進委員の皆様を含め、発言をお願いいたします。

[質問、意見なし]

議長 意見がないようです。  
ただいまから集約をいたします。  
農業委員の皆様には伺いますが、議案第122号について、原案のとおり許可することに賛成の委員の皆様の挙手をお願いいたします。

[全員挙手]



議長 全員賛成ですので、本件は原案のとおり許可することと決定をいたします。  
続きまして、123号 農地法第4条の規定による許可申請承認の件、1  
件についてを上程をいたします。  
それでは、事務局から説明をお願いいたします。  
大内主査。

大内主査 それでは、議案書の9ページをお願いします。  
農地法第4条の規定による許可申請承認の件です。  
議案123号、入山辺〇〇〇〇-〇、現況地目、こちら、通路になってお  
ります。19平米外2筆、合計35.7平米に入山辺にお住まいの〇〇〇  
〇さんが通路を申請するものです。申請地は宅地への進入路上にあり、農  
地とは認識せずに敷設してしまったものです。追認であることにつきまし  
ては、当時転用許可手続がされていれば、転用基準を満たしている上、て  
んまつ書の添付もされておりますので、やむを得ないものと考えます。農  
地区分は第1種農地ではありますが、既存敷地の2分の1を超えない拡張  
であるため、不許可の例外に該当し、許可相当と判断しました。  
この件につきましては、一般基準等の各要件を満たしている判断していま  
す。よろしくをお願いします。

議長 次に、地元委員の意見をお願いいたします。  
百瀬委員、お願いします。

百瀬農業委員 28日に朝倉さんと一緒に見てきましたけれども、場所は〇〇〇〇〇〇〇  
の西側のところですけども、その写真の写っている場所の下のほうに、  
2週間ぐらいまでは家が建たっていたんですけども、新築するというこ  
とで、壊してあります。今まで生活道路として使ってきていましたもので  
すから、ほか畑のほうは、下のほうはちょっと荒れているんですけども、  
新築したら、息子さんと一緒に住んで、息子さんと一緒に農業をやってい  
きたい、手伝ってもらって農業をやるということですので、よろしくお願  
いします。  
以上です。

議長 続いて、現地調査をしていただきました竹島委員さん、お願いします。

竹島農業委員 10月23日に百瀬委員と事務局と現地を確認させていただきました。百  
瀬さんの説明どおり、写真の矢印のほうに家が建たっていましたが、この  
ときに生活道路としてこの農地を使用していたということで、既に舗装さ  
れていまして、建てかえた後もこの生活道路を使いたいということの申請  
だそうですので、これは生活に必要であり、やむを得ないと判断してまい  
りました。  
以上です。



議長 続きまして、現地調査をしていただきました委員さんの意見を申し上げます。  
竹島委員さん、お願いします。

竹島農業委員 124号についてご説明します。  
10月23日に百瀬委員と事務局、竹島で現地確認させていただきました。今、ご説明のあったとおり、〇〇〇〇〇の島立のところにある〇〇〇〇〇という工場を建てかえるということのお話の中で、周りに工事事務所、あるいは駐車場をつくるのに、工事用に使用する場所をさんざん探したら、ないということで、この写真で見ていただきますと、ソバをつくっておりましたが、その周りに適当な用地がないということで、やむを得ないと。一時転用ということでやむを得ないということで判断してまいりました。  
以上です。

議長 ほかの委員様で本件について質問、意見ありましたら、発言をお願いをいたします。

[質問、意見なし]

議長 ご意見がないようです。  
ただいまから集約をいたします。  
議案第124号について、原案のとおり承認することに賛成の農業委員の皆様の手ををお願いいたします。

[全員挙手]

議長 全員賛成でありますので、本件は原案のとおり承認することと決定をいたします。  
続きまして、議案第125号について、地元委員の意見を申し上げます。  
梓川でありますので、古沢委員さん、お願いします。

古沢農業委員 ご報告申し上げます。  
この場所は、梓川の北大妻という地籍にございます。〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇の〇〇〇〇〇〇へ向かい右側の三角地の住宅の間に挟まれた土地でございます。草刈りはきちんと整っておりまして、〇〇に面したところにはレッドロビンの垣根がありましたが、中はきちんときれいにはされております。周りの住宅に与える影響はなく、許可の案件かと思えます。よろしくお願ひいたします。

議長 現地調査をしていただきました百瀬委員さん、お願いします。

百瀬農業委員

23日に竹島さんと事務局で見てまいりました。地元の古沢委員が言われたとおり、三角の地点で、道路、ちょっと方向がよくわからなくて、道路と道路に挟まれて、三角の先のほうに家があって、また下のほうにも家があるというところで、農業、農地には影響全然ないと思いますので、問題ないと思います。

議長

125号につきまして、ほかの委員の皆様で質問、意見ありましたら、発言をお願いいたします。

[質問、意見なし]

議長

意見がないようです。

ただいまから集約をいたします。

議案第125号について、原案のとおり承認することに賛成の農業委員の皆様の手ををお願いいたします。

[全員挙手]

議長

全員賛成ですので、本件は原案のとおり承認することと決定をいたします。続きまして、第126号から130号、引き続き農業経営を行っている旨の証明願承認の件、5件についてを上程をいたします。それでは、事務局から一括説明をお願いいたします。大島事務員。

大島事務員

それでは、11ページをごらんください。

引き続き農業経営を行っている旨の証明願承認について説明いたします。

議案第126号、神林にお住まいの〇〇〇〇さんが神林〇〇-〇、400平米外4筆、計7,354平米について承認を受けるものです。

続きまして、12ページをごらんください。

議案第127号、今井にお住まいの〇〇〇〇さんが今井〇〇〇〇-〇、559平米外8筆、計1万253平米について承認を受けるものです。また、今井〇〇〇〇-〇〇、2,391平米につきましては、特定貸付を行っています。

続きまして、13ページをごらんください。

議案第128号、野溝西2丁目にお住まいの〇〇〇〇〇さんが野溝西1丁目〇〇〇〇-〇〇、355平米外5筆、計3,063平米について承認を受けるものです。

続きまして、14ページをごらんください。

議案第129号、内田にお住まいの〇〇〇〇さんが野溝東2丁目〇〇〇、3,732平米について承認を受けるものです。また、この農地につきましては、特定貸付を行っています。

続きまして、議案第130号、岡田松岡にお住まいの〇〇〇〇〇さんが岡田松岡〇〇〇、1,599平米について承認を受けるものです。

以上5件になります。よろしく願いいたします。

議長 初めに、議案第126号につきまして、地元委員さんの意見を願います。

神林でありますので、塩原委員さん、願います。

塩原農業委員 それぞれ水稲、転作作物の大豆をつくってありました。

議長 ほかの委員の皆様で本件について質問、意見ありましたら、願いをいたします。

[質問、意見なし]

議長 意見がないようです。

ただいまから集約をいたします。

議案第126号について、原案のとおり承認することに賛成の農業委員の皆様の手を願います。

[全員挙手]

議長 全員賛成ですので、本件は原案のとおり承認することと決定をいたします。続いて、127番であります、今井でありますので、田中委員、願います。

田中農業委員 過日、〇〇〇〇さんと面談し、その後確認しました。引き続き営農しております。

以上です。

議長 本件について、ほかの委員の皆様で質問、意見ありましたら、願いをいたします。

[質問、意見なし]

議長 ないようです。

議案第127号について、原案のとおり承認することに賛成の農業委員の皆様の手を願います。

[全員挙手]

議長 全員賛成ですので、本件は原案のとおり承認することといたします。

続きまして、128号であります、窪田委員さん、お願いします。

**窪田農業委員** 128番でありますけれども、圃場は3カ所に分かれておりまして、それぞれ3カ所回ってきたところでありまして、それぞれ水稻や野菜など栽培されておりまして、いずれも管理ができていくかというふうに判断しましたので、お願いします。

**議長** ほかの委員の皆様で本件について質問、意見ありましたら、発言をお願いいたします。

[質問、意見なし]

**議長** 意見がないようです。  
集約をいたします。  
議案第128号について、原案のとおり承認することに賛成の農業委員の皆様の手ををお願いいたします。

[全員挙手]

**議長** 全員賛成でありますので、本件は原案のとおり承認することといたします。  
続いて、129号であります、これも窪田さんをお願いいたします。

**窪田農業委員** 圃場の場所でありまして、〇〇〇〇の〇〇〇〇〇の東側に隣接する農地でありまして、地元の営農組合が委託を受けて耕作を行っておりまして、適正に管理をされておるといように確認をいたしましたので、お願いします。

**議長** ほかの委員の皆様で本件について質問、意見ありましたら、発言をお願いいたします。

[質問、意見なし]

**議長** 意見がないようです。  
集約をいたします。  
議案第129号について、原案のとおり承認することに賛成の農業委員の皆様の手ををお願いいたします。

[全員挙手]

**議長** 全員賛成ですので、本件は原案のとおり承認することと決定をいたします。  
続きまして、議案第130号であります。岡田でありますので、中條委員さん、お願いします。

中條農業委員 27日に現地確認をしました。1筆なんですけど、2枚に土地が分かれていて、片方が水稲、片方が野菜を耕作しておるのを確認しました。  
以上です。

議長 ほかの委員の皆様で本件について質問、意見ありましたら、お願いいたします。

[質問、意見なし]

議長 意見がないようです。  
議案第130号について、原案のとおり承認することに賛成の農業委員の皆様の手をお願いたします。

[全員挙手]

議長 全員賛成でありますので、本件は原案のとおり承認することと決定をいたします。  
続きまして、農地に関する事項、報告事項に入ります。  
事務局からの報告事項アからカについて一括説明をお願いいたします。  
大島事務員。

大島事務員 それでは、報告事項のアからカについて説明いたします。  
これらにつきましては、書類等完備しておりましたので、事務局長の専決により処理いたしました。  
初めに、15ページ、非農地証明の交付状況の件、3件、続きまして16ページ、農地法第18条第6項の規定による合意解約通知の件、6件、続きまして17、18ページ、農地法第3条の3第1項の規定による届出の件、20件、続きまして19ページ、農地法第4条の規定による届出の件、4件、続きまして20ページ、21ページ、農地法第5条の規定による届出の件、9件、続きまして、22ページ、農地法第4条の規定による農業用施設の届出の件、2件、以上になります。よろしくお願いたします。

議長 ただいまの報告につきまして委員の皆様から質問、意見等ありましたら、発言をお願いいたします。

[質問、意見なし]

議長 意見がないようです。  
これらの報告事項につきましては、事務局の説明のとおりでありますので、ご承知をおきいただきたいと思います。  
農地に関する事項の議事が終了いたしましたので、ここで暫時休憩といた

します。再開は、あの時計で25分までを休憩といたします。よろしくお願ひします。

(休 憩)

議 長

すみませんね。時間押してございますので、総会を再開いたします。  
休憩前に引き続きまして、その他農業委員会業務に関する事項から議事を進めてまいります。  
初めに、令和元年度家族協定締結の取組みについてを議題といたします。  
まず、農政課から説明をお願いいたします。  
羽入田主任、お願いします。

羽入田（農政課）

農政課担い手担当の羽入田です。本日は、家族経営協定締結の推進のお願いに上がりました。

すみませんが、着座にて失礼いたします。

お手元に協定締結推進用の資料が入った封筒を配付させていただきました。封筒の中には、締結予定者の報告書1部、推進対象者の参考名簿が1部、あとは若草色のパンフレットが3部、働き方改革セミナーというイベントのチラシが1部入っております。中身のご確認をお願いいたします。

まず、ご存じの方も多いかとは思いますが、家族経営協定とは何かという概要を簡単に説明させていただきたいと思ひます。

家族経営協定の内容は、本日の資料23ページに記載しているとおりなんですけれども、農業経営や生活の目標、役割分担を家族全員で話し合っただき、家族間で作ったルールを書面化するものです。

協定の見本は、封筒内の若草色のパンフレットにも載っているんですけれども、締結希望のご家族には、現在農業の現状と生活の状況について話し合っただき、よりよい労働環境を整えるために、今できることを書面にまとめていただきます。

協定を締結すると、家族単位で認定農業者になることができたり、条件が合えば、配偶者や後継者の方が農業者年金保険料の助成を受けることができます。

また、平成29年度より市単独補助事業として、松本市未来を担う農業経営者支援事業を実施してございまして、協定を締結したご家族内に女性農業者がいる場合、この補助事業を優先的に受けられるというメリットもあります。

推進の参考資料として、認定農業者の中でまだ家族経営協定を締結していない方の一覧を同封してあります。あくまでも参考ですので、若い後継者の方がいらっしゃる、配偶者の方が就農されたりといったご家族の状況を考慮して、推進にご活用いただければと思ひます。もちろんこちらに載っていない方も締結することができます。

なお、締結を考へるご家族には個別相談会を行ってございまして、説明会に参加したら、必ず締結しなければいけないというわけではありませぬので、



少しでも関心のある方のお名前を11月29日までに封筒内の報告書で農政課へご報告いただければと思います。

農業の経営体の大部分はご家族で担われておりまして、特に若い担い手の皆さんが意欲的に農業に取り組めるように、また環境を整えるご家族がふえることで、市全体の農業の発展につながりますので、ぜひ積極的な推進をお願いいたします。

最後に、お知らせになるんですけれども、封筒内に一番後ろにチラシを入れさせていただきました。働き方改革セミナーというイベントがあるんですけれども、11月25日に長野市で家族経営のワークライフバランスについてお話を聞けるセミナーが開催されるとのことです。家族経営の方が現状を振り返って、今後について考えることができる内容になるかと思いますので、ご興味のある方がいらっしゃいましたら、ぜひご参加いただければと思います。きのう時点ではまだ空きがあるということでしたので、参加希望の方は、チラシ記載のお問い合わせ先へ連絡いただければと思います。

私からは以上です。ありがとうございました。

議長

ただいま農政課から説明がありましたが、これより質疑を行います。  
推進委員の皆様も含めまして、発言のある委員の皆様は挙手をお願いいたします。

[質問、意見なし]

議長

ないようです。  
これより集約を行います。  
本件は推進委員の皆様にも関係する事項でありますので、出席の全委員皆様にお伺いいたします。  
本件について、ご了承いただける委員の皆様は挙手をお願いいたします。

[全員挙手]

議長

ありがとうございます。  
全員賛成ですので、本件は了承されました。  
農業委員の皆様と推進委員の皆様には、家族経営協定の締結に向けましてご協力いただきますようお願いを申し上げます。  
続きまして、協議事項イ、令和元年度農業者年金加入推進活動についてを議題といたします。  
事務局の説明をお願いいたします。  
清澤補佐。

清澤局長補佐

それでは、令和元年度農業者年金加入推進活動についてご説明させていただきます。

着座で説明をさせていただきます。

資料の25ページをごらんください。

全国で取り組んでおります加入者累計13万人早期達成3カ年運動が今年度で2年目を迎えました。今年度の強化月間を11月から2月までとして、加入目標達成に向けて取り組みをお願いいたします。

本市の3カ年目標は、平成30年から令和2年度までに新規加入者を26人、39歳までの若手の加入者を11人、うち女性を9人の加入目標数としております。平成30年の1年目のときに13人の新規加入がありましたので、残り2年、ことしで7人と来年度で6人の新規加入をめどにしたいと考えております。

推進方法は、本日席の上に配付させていただきました封筒の中に加入推進名簿が入っております。この名簿登載者を中心に、JA事務担当者、年金協議会役員と連携をとりながら、戸別訪問による加入推進活動をメインに行ってください。

また、名簿登載者だけではなく、農業者の会合等を活用して、広く年金制度の周知及び加入に働きかけをお願いいたします。

この名簿ですけれども、認定農業者及びその家族の方で農業者年金未加入者の方を抽出しております。

長野県農業会議からは、60歳未満の基幹的農業従事者と言われる方のうち、農業者年金に加入していない方は800人いるということです。この方たちがこの制度を知らないということがないように、皆様のご協力をお願いしますと言われております。

少し前に、老後2,000万円不足問題ということが話題になりましたけれども、先行きに不安を感じている農家の方もいらっしゃると思います。若い方だけでなく、子育てが一段落して、生活に少しゆとりができた方には、50歳からの加入でもおそくはないということをお話ししていただければと思います。

強化月間中に皆様に活動していただいた内容については、封筒の中に入っております様式1、令和元年度農業者年金加入推進活動記録簿、こちらに活動内容を記入していただいて、事務局へ提出をお願いします。

記入内容は、記入例を記載してありますけれども、活動を行った日付、場所もしくは対象者の氏名、それから活動内容で、記号の欄に、表の下のほうに「1、記号について」とありますけれども、活動した手法を1から4までの中で該当するものを選んで、記号を入れてください。内容を具体的にご記入いただき、1時間お話をされれば、所要時間のところに「1」、30分だったら「0.5」というふうに記入をしてください。

結果等の欄につきましては、表の下に「結果等の欄について」にありますア、イ、ウの中から、もし加入をしていただけるということでしたら「ア」と記入していただき、検討するということだったら「イ」、お断りしますことだったら「ウ」を記入していただくようお願いいたします。

活動が加入に結びついた方がいらっしゃった場合は、様式の2、農業者年金新規加入者実績報告書、こちらに記入をいただいて、提出をお願いします。

す。

提出期限は、令和2年2月定例会のときまでに提出をお願いいたします。

様式1の記録簿を提出していただいた方には8,000円を、様式2の新規加入者の報告書を提出していただいた方には、加入者1名につき5,000円の報償費をお支払いいたします。

最後に、地区別の目標ですけれども、こちらも資料に誤りがありまして、訂正をさせていただきます。奈川地区の被保険者数が22名となっておりますが、梓川の22名の間違いです。すみません。

各地区1名以上を目標として活動していただければと思いますが、今年度既に4名の方が加入いただいております。

本日配付いたしました加入推進名簿は個人情報となりますので、年金の推進以外の目的には使用しないように、十分にご注意いただきたいと思っておりますので、よろしくをお願いいたします。

なお、推進活動に当たって、啓発グッズを利用して戸別訪問等をしていただければと思いますので、帰りにあちらにありますグッズを好きなものをお持ち帰りいただけたらと思いますので、よろしくお願ひします。

説明は以上です。

**議長** ただいま清澤補佐のほうから年金加入について説明がありましたが、これより質疑を行います。

発言のある委員の皆様は挙手をお願いいたします。

**波田野推進委員** 推進委員でもいいですか。

**議長** どうぞ。

**波田野推進委員** 政府支援の認定農業者の年金の掛金で、もらえるときに経営移譲、経営から離れたときという条件だけれども、厳密にはどういう条件だとももらえるか。例えば、会社を法人化した場合、子供が社長で、自分は従業員として関わっているけれども、それでももらえるかとか、いろいろ聞かれるもので、なかなかもらえないという話も聞くが。

**議長** 清澤補佐、いい。

**清澤局長補佐** 政策支援の加入をされた方が65歳以上になったときにももらえるケースということですか。政策支援というのは国から補助を受けていて、本来2万円の掛け金のところを、年齢にもよりますが、1万円の補助を受けていて、自分では1万円しか払ってないという人たちです。経営移譲しなければ、自分が実質払った1万円分の掛金に対する年金しかもらえないんですけれども、経営移譲すれば、その補助を受けた分の年金ももらえるということになりまして、その経営移譲というのがどういう形かというご質問かと思うんですけれども、ケース・バイ・ケースというか、いろいろなケースが

あるので、その都度聞いていただくのが一番いいんですけども、実際、自分はもう税金の名義だとか、共済の名義だとかを移して、農業者ではなくなるということが一番の前提になります。

波田野推進委員 手伝ってというか、専従者になっていてもいいだかね。

清澤局長補佐 法人の中の一員ということですか。

波田野推進委員 だし、もっと言えば、みなし法人の、青色申告やっけていて、経営者から専従者になって働いていてもいいだかね。完全に農業をやめちゃわなきゃいけないのか。

清澤局長補佐 そうですね。原則は完全やめてもらうという形なんですけれども。

波田野推進委員 ああ、だもんで、そうするとなかなかもらえないもんでね。

清澤局長補佐 そうですね。一応完全に手を離すということが条件になっているので。

議 長 そういうことじゃないような気がするよ。もう一回ちょっと詳しく調べて、来月……

清澤局長補佐 いろいろなケースを確認しまして、次回ご報告させていただきます。

議 長 いいですかね。

波田野推進委員 はい。

議 長 ほかにどうですかね、年金。  
二村さん、ある。

二村農業委員 今と同じことなんですけれども、やっぱり何歳まで、2万円一応掛けるといことになって、1万円自分で掛けて、それから国で1万円というのは何歳まで……

議 長 40だよな。40まで政策支援が2万円、まあ上限は幾らでもいいんですけども、それに対して国が1万円一緒に積み立ててくれる。だから2万円になるといことだよな。それで経営移譲をしなきゃ……

清澤局長補佐 政策支援は2万円だけじゃないんですけども、いろいろなパターンがあって、入った年齢によっても、1万6,000円の補助だとか、いろいろなケースがあって、単純に2万円じゃないです。

二村農業委員 すみません、その何歳だと幾らだという……

清澤局長補佐 ああ、はい。また、じゃ次回までに。

二村農業委員 すみません、お願いします。

議 長 年金の一番の魅力は、例えば60歳で年金の掛金の支払いが終わり、それから、65歳からの支給になるわけだけれども、60で例えば500万円積立金があったと。それが終身もらえるわけだけれども、その5年間の間に、考えられないような2.7%の利回りがつくわけ。今、銀行だって、そんな利回り、平均利回りというか、今までずっとやってきて、2.7という利回りがついて、それが大きな額になるという大変有利な制度だということを経済機構のほうでは言っているわけだけれども、運用しているもので今、その利回り分を足して、終身保障してくれるっていうのは、これ、一番有利な年金なんじゃないかなっていう話で、これは一部ですが、また事務局で、ちょっと細かな資料を持ってきてもらいます。

ほかにどうですかね。

はい、どうぞ。

大澤推進委員 私、1回ここで事務局にご質問したことがあるんですが、厚生年金に入っている方は加入することはできないと言いましたですね。ところが、私が推進したいと思っていた人は、ひとり娘でもって、現役で厚生年金でもってやっているんですよ。年金はまだもらってないんですが。その方から、一家の柱として農業をやっているのに、何でこれが入れないんだということをおっしゃったんですよ。

ですから、ほかの年金に入っている方と、これ、上乗せしてできるのかできないのか、そこを線をはっきりさせていただきたいんですよ。

議 長 国民年金はいいんですがね。

大澤推進委員 うん。

議 長 国民年金プラスこの農業者年金ということであっているわけですが、私もおいっくにどうだっていう話をしましたら、やっぱりそれも厚生年金掛けているものだから、後継者なんだけれども、土日は農業をやっているわけですよ、うちで。だから、こういうのもうだと言ったら、初めいいような話だったけれども、やっぱりそれはだめだというふうに言われました。

清澤さん、どうぞ。

清澤局長補佐 制度上、どうしても公的年金、国民年金のみというふうに決められているので、厚生年金に加入されているということは、別の企業、農業専属ということではないということになりますので……

議 長 清澤さん、国民年金プラスこれはいいんだよ。

清澤局長補佐 国民年金のみですね。

議 長 うん。

清澤局長補佐 そうです。国民年金の上乗せということになりますんでね。制度上、そこはどうしても……

大澤推進委員 国民年金基金はいいわけですね。国民年金に上乗せして基金というものに加入していますね。

清澤局長補佐 はい。

大澤推進委員 それは関係ないわけですね。

清澤局長補佐 国民年金基金に入っているだけでも大丈夫です。

波田野推進委員 前はいけないと言ったのでは。付加年金だけで、国民年金基金は……

清澤局長補佐 間違えました。付加年金のこと。何って言ったっけ。違う……

波田野推進委員 付加年金。

清澤局長補佐 付加年金に入っていることはいいです。基金、別の基金はだめです。

議 長 ほかにどうですかね。

[質問、意見なし]

議 長 できるだけ、こんなに有利な年金はないわけですので、農業者に対しましては推進をお願いしたいと思います。

意見はこれ以上ないようです。

これより集約をいたします。

本件につきましては、推進委員の皆様にも関連する内容ですので、全員の委員の皆様にお伺いいたします。

本件について了承いただける委員の皆様は挙手をお願いいたします。

[全員挙手]

議 長 ありがとうございます。

全員賛成ですので、本件は了承されました。

委員の皆様には、農業者年金の加入推進に向けた計画的な取組みに格段のご配慮をいただきますようによくお願いをいたします。

次に、協議事項ウ、令和元年度利用状況調査結果及び利用意向調査の実施についてを議題といたします。

事務局の説明をお願いいたします。

中野主査。

## 中野主査

私のほうから令和元年度利用状況調査結果及び利用意向調査の実施についてということでご説明させていただきます。

資料につきましては、本日テーブルの上に置いてある当日配付資料3種類になります。左上のところに「6－(1)－ウ」のものと「令和元年度利用意向調査実施手順」、あともう一つが「令和元年度利用意向調査対象者一覧」、こちらの3つの資料となります。

着座にて失礼いたします。

こちらの要旨といたしまして、荒廃農地の発生・解消状況に関する調査を兼ねて実施した農地パトロールになりますけれども、そちらの結果について報告するとともに、新規でA分類及び2号遊休農地になったものについて、利用状況調査の実施を行っていくという協議になります。

基本的事項といたしまして、2の(1)、(2)なんですけれども、こちらはページの4ページ、5ページになります。

4ページのほうにつきましては、農地法に基づく遊休農地に関する措置の概要ということで、こちらにもブロック研修等でメインに説明したことがあるかとは思いますが、こちらの中段の利用意向調査が今回行う部分になってまいります。

下段の遊休農地に関する措置の流れといたしましては、7月、8月に利用状況調査を行った結果を受けて、11月から1月にかけて利用意向調査を実施するというものとなっております。

1ページに戻りまして、利用状況調査の実施の状況なんですけれども、こちらにつきましては、6ページになります。こちら、農地パトロールの各地区の実績となっております。こちらの農地パトロールにつきましては、前ページの5ページの判断基準によってパトロールをしていただいたものとなっております。

4、利用状況調査の結果ですけれども、こちら、3カ年分記載させていただいてございます。29年度、30年度、令和元年度ということで、30年度と令和元年度を比べますと、A分類及び2号遊休農地につきましては8ヘクタールの増、B分類につきましては18.4ヘクタールの増となっております。

詳細につきましては、8ページ、9ページのほうに記載してございます。8ページのほうにつきましては、A分類及び2号遊休農地の各地区の状況となっております。9ページにつきましては、解消された面積及びB分類の各地区の集計となっております。

こちらの8ページのほうなんですけれども、主に増加した要因といたしましては、中山地区につきまして、全筆調査を行っておりますので、こちらのほうで新たにA分類及び2号遊休農地の増が含まれておりますので、全体的に数字のほうを押し上げてしまっているということになります。

5といたしまして、令和元年度利用意向調査の実施について（案）ですけれども、こちら、実際に利用意向調査を実施する件数になりますが、予定件数として121件、174筆、12.9ヘクタールのものにつきまして予定してございます。

こちらはA分類、2号遊休農地なんですけれども、一覧リストが、A4横の令和元年度利用意向調査対象一覧というものになります。こちらのほうに174筆、121名分のものを記載してございます。

この利用意向調査の対象の物件というのはどういうものなんだということなんですけれども、こちらは平成30年度の農地パトロールのときに、その農地が耕作中または解消された農地の中で、またことしの調査において、A分類及び2号遊休農地になってしまったものとなりますので、新規でA分類または2号遊休農地になったものが該当の筆となっております。ですので、前年度2号遊休農地やA分類で、今年度の調査においても、同様にA分類または2号遊休農地のものについては省かせていただいております。

2ページになります。

調査の進め方なんですけれども、例年、昨年度につきましては、委員さんのほうに調査書のほうをお渡しして、1軒1軒お配りしていただいて、また回収もしていただいたと思いますけれども、今年度につきましては、ちょっと件数が多いものですので、事務局のほうで対象者について一斉に郵送で送付させていただきますので、1軒1軒お配りする必要は、今年度はございません。

ただ、対象者の方から委員さんのほうにお問い合わせ等がある場合につきましては、できるだけお答えしていただきますようお願いいたします。

そちらにつきましては、令和元年度利用意向調査実施手順、また別の資料となっております。A4縦のものでございます。A4縦の3枚のものになります。こちらの手順書を見ながら、相手方にお答えしていただければと考えております。

こちらのほうには、この回答書の記載例、記入例等を載せておりますので、もしお近くの方からお声がかかったときにつきましては、この手順書を見ながら回答していただければと。

あと、こちら、提出していただいた方につきましてはいいんですけれども、郵送で返信用封筒をつけますので、返信用封筒で回答いただいた方は大丈夫なんですけれども、未提出者の対応につきましては、こちらのほうは、申しわけございませんが、委員さんのほうにまたお願いするようになるかと、お願いしたいと考えております。

お願いする時期につきましては、令和2年1月中下旬ごろになるかと思っておりますけれども、その際には、また事務局のほうから郵便でお知らせするとともに、ご連絡をさせていただきたいと考えておりますので、お願いい



たします。

6、昨年度の利用意向調査の結果なんですけれども、30年度の利用意向調査の対象筆数につきましては79筆ございました。そのうち24筆につきましては、農地中間管理事業のほうへの意向があったということでございます。その24筆を引いた55筆につきましては、ことしの農地パトロールの結果を反映させますと、実際に耕作等、また意向どおりに対応していない筆が33筆ございました。

こちらの33筆につきましては、農地中間管理機構と協議すべき旨の勧告対象となる可能性があるんですけれども、機構のほうから、機構の借り受け等の基準に該当しないものにつきましては、勧告の対象とならないものですので、この33筆につきましては、勧告の対象にならない可能性が高いということです。

もし仮に勧告の対象となってしまうと、実際にどのようなことが行われるかと申しますと、固定資産税のほうでその土地、田んぼ、畑で課税されているものが、税金的には約1.8倍に上がって課税されるようになります。

7、参考なんですけれども、こちらのほうも目を通していただければと思います。

この実際に勧告期限、勧告する期限なんですけれども、令和元年の11月30日となっております。

説明については以上です。

議長 ただいま事務局から説明がありましたが、これより質疑を行います。発言のある委員の皆様は挙手をお願いいたします。

[質問、意見なし]

議長 ないようです。  
これより集約をいたします。  
本件は推進委員の皆様にも関係する内容ですので、出席者全委員にお伺いいたします。  
本件について、了承いただける委員の皆様の挙手をお願いいたします。

[全員挙手]

議長 ありがとうございます。  
全員賛成ですので、本件は了承されました。  
調査対象区域の委員の皆様には、お手数ですが、利用意向調査にご協力をいただきますようお願いいたします。  
次に、報告事項エ、令和元年度松本市農業施策に関する意見書市長との懇談会の進め方についてを議題といたします。  
事務局の説明をお願いいたします。

板花補佐。

**板花局長補佐**

それでは、資料の説明をいたします。本冊資料、総会資料でいきますと27、28ページでございます。それから、あわせてお送りしました意見書及びその回答、これを使います。それから、本日机の上にあらかじめ配付をしております意見書の参考資料、ちょっと厚い冊子になりますが、この3つを使いますので、ご準備をお願いいたします。

それでは、着座にて失礼をいたします。

まず、本冊資料であります。懇談会の進め方ということで協議をさせていただきます。

1番目、日時及び会場でございますが、ご案内のとおり、11月14日、午後の3時から5時の2時間、会場はここ、議員協議会室でございます。座席表は、28ページに添付しましたとおりでございます。いつもの総会の配席とは微妙に異なりますので、ご確認いただきたいと思います。

2番目、主催は農業委員会でございます。

3番目、懇談会の進行でございますが、枠内のとおりでございます。開会、挨拶、座長選出、意見書趣旨説明、それから意見交換ということで、項目1から項目2、項目3、項目4と続きます。1項目20分目安でございますが、座長のほうで調整をいただきますので、よろしく願います。最後、市長の総括意見、会長のまとめ、そして閉会となります。

4番目、意見交換の進め方でございますが、4項目ございます。それぞれの項目ごとに市の回答要旨説明、それから担当委員、その他委員の意見・発言、その次、②として市の追加説明、状況に応じて①、②を繰り返しながら言葉のキャッチボールをして、集約していくと、最後、座長がまとめていただきます。もちろん当日は自由発言でございますが、あらかじめ発言者の調整もさせていただきたいと考えております。

5番目、最後、その他でございますが、懇談会の後、懇親会を行います。夕方5時45分から花月のほうで会費6,000円ということで予定をさせていただきます。

今回、資料を送付するかがみにも記載してございますが、懇談会または懇親会に出席できない場合は、事前連絡をお願いいたします。特に、懇親会費用等ございますので、確実な連絡をお願いいたします。農業委員の方は、推進委員についてもその点をご周知願いたいと思います。

続きまして、もう一冊の意見書及びその回答、それから本日お配りしました参考資料、こちらで内容について説明をさせていただきます。

まず、意見書及びその回答でございます。

めくっていただいて目次があって、それでさらにめくって、1ページから始まります。

まず、項目1でございます。市街化調整区域における土地・建物規制のあり方についてということで、こちら、ポイントは、説明のほうのポイントは、一番下のほうでございます。下から数えて5行目ですが、「区域区分の見直しを含めた検討が必要ではないか」。それから、その下に続きます

が、「併せて、市街化調整区域内に、就農希望者をはじめ田舎暮らしを楽しみたい人、農業に関心を寄せる企業等を迎え入れ、農業の活性化や地域おこしにつなげるため、土地・建物規制の現状からどのような施策がとれるのか、その考え方を示されたい」というところでございます。

これに対する回答が2ページでございます。

1番から6番まで回答が順番に並んでいて、4番目のところにありますが、「いたずらに農地や森林を蚕食しないためにも、区域区分は継続すべきと考えております」という回答でございます。この点につきましては、昭和46年から線引きを始めておりまして、建設部の強い意思と受けとめるところでございます。

5番目でございますが、「平成24年から新たに開発許可の対象となる区域を指定し」というところがあります。こちら、参考資料とあわせてセットでごらんいただきたいと思います。参考資料のほうも、1ページ、ご準備いただきたいと思います。

区域区分の関係は、1ページに図で説明をしております。市街化区域と市街化調整区域についてということですが、県内で都市計画法に基づく線引き区域を設けているのは、長野、松本、塩尻、須坂、小布施町の5市町でございまして、松本でいきますと、四賀、安曇、奈川は都市計画区域外でございまして、都市計画区域に入っているのは、旧松本市と梓川、波田でございまして、この中で線引きが行われております。

ちなみに、安曇野市などは、その下の図であるとおおり、都市計画区域は定めておりますが、都市計画区域の内部は全域が非線引き区域となっております。

合併前、豊科町では線引きがあったわけですが、合併後に周りと合わせるという中で、非線引き区域化されたということではありますが、開発規制的には、市街化調整区域よりはかなり緩いという内容でございます。

その下の市街化調整区域の開発許可というところがあります。市街化調整区域は、市街化を抑制すべき区域でありますので、原則として開発行為を行うことはできません。しかし、市街化区域に立地することが困難、また市街化を促進するおそれがないものについて、一部認められているものがある、それが第34条にその基準が示されているということです。これが2ページでございますが、ちょうど県のホームページにうまく説明できる資料があったもので、それを引用しておりますが、1号から14号まであって、この市のほうの回答で、「平成24年から新たに開発許可の対象となる区域を指定し」云々というような部分がありますけれども、これは、ここでいうところの第11号ですね。「市街化調整区域に近接・隣接した市域のうち条例で定めた区域・用途に適合する施設」ということで、これが11号指定区域と言っていて、ですから市街化調整区域にあっても、割と市街化区域並みに開発規制が緩い区域ということで、このような区域を平成24年に設けたということでもあります。

あと、第4号のところには、市街化調整区域で産出される農産物の処理、加工に必要な施設、農産物の集出荷場等は、これは調整区域にあっても立

地が可能だとされております。

それから、この回答に出てくるんですが、一番下のほうに地区計画というような言葉が出てきますが、それは第10号、地区計画に適合した施設というのがあって、地区計画というのはここで第10号というところに位置づけられていて、立地が可能になっているということです。

それから、第12号で、条例で定めた区域・用途に適合する施設という中で、農家分家とか、いろいろな基準があるというふうになっております。

それから、第14号のところで、1号から13号に掲げるもの以外で、開発審査会の議を経て認められるというような施設があるということで、ここに例外規定があります。

それでは、続きまして参考資料の3ページでございますが、さっき出てきた11号のところ、11号区域指定による市街化調整区域の開発規制の緩和というようところが、さっき説明したとおりでございますが、主な指定基準ということで、市街化区域に隣接または近接、敷地間距離が原則50メートル以内で、おおむね50戸以上の建物が連たんする区域を指定してございます。ですから、市街化調整区域でも、割と住宅が密集しているところは11号指定区域になっているということでございます。これら11号指定区域では、一戸建ての住宅の建築や小規模な店舗、事務所の建設が可能であります。

しかし、その下に書いてあるとおり、近年の少子・高齢化傾向によりまして、11号区域外の特に中山間地では、農地の荒廃化防止、または集落コミュニティ維持といった観点から、地区外から人を迎え入れるため、さらなる規制緩和を求める声が大きくなってきているというのが背景でございます。

その下に松本市開発審査会への提案基準というものがあって、先ほどの14号に基づきまして、開発審査会の議を経て認められる施設というふうなもの提案基準が1番から12番まであります。

ほとんどが今までの既得権に基づくようなところが多いわけですが、提案基準7では、農家住宅等の一般住宅への用途変更というようなものがあって、正規に手続を踏めば一般住宅への用途変更ができるということで、個別の開発審査会の議を要しますが、用途変更ができる基準がつくられております。

ただ、一番下に「※」を打ってありますが、細かな基準とか要件がいろいろとありまして、ハードルはかなり高いものになっておりますし、申請手続にも一定の時間や労力が求められるところがございます。

続きまして、4ページでございますが、市街化調整区域において「できること」、「できないこと」というようなものを調べたわけでございます。

できることは、市街化調整区域の中の11号指定の区域での住宅の新築や増改築ができる。それから、市街化調整区域でも、線引き前、昭和46年の線引き以前からの宅地で行う建築物の建築ですとか、分家住宅ですね。二親等以内の血族の分家住宅の建築とか、農家住宅等の一般住宅への用途変更と。開発審査会の議を要するわけですが、これはできる。

できないことは、市街化調整区域の開発行為全般はできません。それから、農家住宅を作業場とする用途変更はできない。ただし、店舗併設なら可能性はあるというふうに聞いております。また、農家住宅が空き家になったものを、正規の手続を経て賃貸用住宅とするような用途変更は、市に明文化した規定はないわけでございます。ただ、当事者間の約束で賃貸しているというようなケースの中にはあるかもしれませんが、正式な規定としてそういうものはないということでございます。

それから、国の動きでございますが、国交省のほうでは平成28年に開発許可制度の運用指針を改正しております。ですので、そこに書いてあるとおり、市街化調整区域における建築物の用途変更について、空き家など既存建築物を地域資源として、既存集落のコミュニティー維持や観光資源等による地域再生に活用する場合に、許可の運用が弾力化されるよう、地方公共団体に技術的な助言を発出してしております。

弾力化の対象とする用途類型は、既存建築物を宿泊施設や飲食店等に用途変更する場合、それから既存建築物を移住・定住促進を図るための賃貸住宅、高齢者等の福祉増進を図るためのグループホーム等に用途変更する場合というふうになっております。

通知は、その次のページの5ページに、通知本体ではございませんが、通知をかみ砕いてつくった国土交通省の資料がありますので、参考まで、これをご確認ください。この通知は平成28年12月27日に出された通知でございます。

また、意見書とその回答のほうに戻りまして、その5番目のところですね。

下の方の「また」からのところですが、現在、従前の運用基準では用途変更が難しい、指定区域外に建てられている建築物、ですから11号指定区域外のことを言っていますけれども、地域再生、農業・観光振興等に資する用途変更であれば、弾力的な運用ができるよう研究を進めておりますと書かれています。これは、先ほど説明しました国土交通省の通知、平成28年12月27日の通知を受けての措置と考えられます。国の技術的な助言に即した対応として、来年度からの実施を目指し、研究を進めておりますというふうに読み取れます。

あと、6番目のところですが、都市計画法の地区計画制度を活用する方法が考えられますというふうに説明してございます。地区計画制度というのは、先ほどの資料にもあったとおり、第10号というところに地区計画に適合した施設というのがありますので、地区計画をつくれればできますよと。

ただ、地区計画をつくる際は、一番後の4行ですけれども、今後松本市農業委員会の委員にも参画いただきます都市計画策定市民会議などでの審議や、さまざまな機会をとらえて、地域の皆様からご意見をお聞きしながら計画策定を進めてまいりますとあります。塩野崎委員がこの都市計画策定市民会議の一員になるというふうに決まっておりますので、このような機会に意見を求められることと思われれます。

あと、参考資料の6ページのほうに、市内のいろいろな事例を聞き取ってまとめてございます。その1、その2、その3とあります。お読みいただ

きまして、こんなような事例があるんだというようなどころを見ていただければと思います。

いろいろな事例で弾力的に用途変更が可能になるようにという趣旨の市長部局からの回答ですので、こういった事例は対象になるのかどうかというようなことも含めて、当日は個別の事例についても質問しながら、理解を深めていただければと思います。

7ページは、たまたま私、新聞で見つけました新聞のコラムですが、添付させていただきましたので参考にしてください。

それから、8ページは、これは愛知県のホームページにあったもので、地区計画のガイドラインというようなものを愛知県が定めております。このガイドライン、愛知県内の市町村等が地区計画を定める場合に参考にしてほしいというようなものですが、このようなガイドラインがあるということで、ごらんいただければと思います。

いずれにしても、ちょっと項目1については複雑な部分がありますので、少し理解を深めながら、懇談会に臨んでいただければと思います。

我々農業委員会は農地利用最適化というのが最終目的で、中山間地であっても人を呼び込んで、できるだけ農地を活用していただきたいんですが、にっちもさっちもいかない場合は、山つきの農地から非農地判断に回して山林に戻していくというのが、消極的な方法ではありますが、農業委員会の使命の一部でもあるのかなというふうに考えております。

続きまして、項目2のほうに移りますので、意見書及びその回答の4ページになりますが、項目2は果樹産地の再構築に向けた支援ということで提出しております。

こちら、4ページ、5ページ、6ページ、それから7ページまで、山辺の関係と岡田地区の関係を出しまして、回答が8ページでございます。

回答を見ますと、過去、平成28年度から3年計画でJAとの共同事業として果樹棚の整備支援をしてきたということではありますが、現在、それがなくなってしまっているわけでございます。

最後の3行のところに集約されていますが、新たな果樹団地の整備については、農地の有効利用、産地の強化等に非常に有用と考えておりますので、その推進に当たっては、お互いにその中身を研究して必要などころに必要な支援をしていきますという回答になっております。

冒頭、会長挨拶でもありましたとおり、農林部と、それから山辺の中川委員、それから岡田の中條委員も交えまして、個別に一步踏み出して具体的な検討会を先日、第1回目の検討会を行ったところで、これからどんな考え方で、どんな手順で計画をまとめ上げていくかというふうなことの触りの話をしておりますので、また具体的な話を農業委員会が主体的にかかわりながら進めていければと思っております。

参考資料のほうは9ページからでございますが、必要な資料は9ページからで、特に10ページは長野市の綿内東地区というところで、樹園地の整備事業が進められております。こちらは農地中間管理機構活用型の整備事業となっておりますので、受益者負担が限りなくゼロに近い形で新たに基盤

整備をやり直して、また近代化した新わい化のリンゴ園を整備するというような計画で、着々と進められているということでございます。

関係資料を添付させていただきましたので、近代的な果樹産地に生まれ変わるための注目されている基盤整備事業ということで、事例紹介をいたします。

12ページ以降は、個々の補助事業の概要ということで、ごらんいただければと思います。

続きまして、項目3でございます。農業労働力の確保支援についてということでございます。

こちら、意見書及びその回答の9ページ、10ページでございますが、10ページのほうに回答がございます。

回答の1番目のところにありますとおり、アグリサポート事業ですね、リンゴやブドウ農家のお手伝いのアグリサポート事業、年々人手が足りなくなっているのが現状です。平成25年には97%の充足率でありましたが、平成30年度は71%に落ちてしまっていると。なかなか人が集められないというような現状があります。

学生サークル、信州大学のりんご部隊等に働きかけを行って、新聞でもありましたけれども、中川委員のブドウ園で手伝っていただいたというふうなこともございます。

また、3番目のところの5行目ですが、支援としては、農業法人は雇用就農者の確保・定着を促進するために、国の「農の雇用事業」の助成が受けられると。また、労政課のほうでは、本年度実施される生涯現役促進地域連携事業も生かして支援をしていきますというふうにまとめられております。

また、JAのほうで長野県農業労働力支援センターというふうなのが立ち上がりまして、来年度からの本格実施を目指しているというふうな情報もあります。

こちら、参考資料のほうは15ページからでございます。15ページ以降、さまざまな情報をできるだけたくさん集めて載せておりますので、ごらんいただければと思います。

16ページは広報まつもとの4月号の「農家のお手伝い大募集」ということで、これがアグリサポート事業、人集めしているんですが、結果的に71%だったよというようなことで、広報への募集記事を載せております。

それから、17ページは信大のりんご部隊の記事、それから18ページは援農ボランティアに30人集まったということで、山ノ内町の事例です。これは町外から人を呼び込んだ、県内外から約30人というふうに書かれております。

それから、19、20でございますが、シルバー人材センターが講習会を開いて、高齢者を対象とした果樹剪定講習会を開いているとか、20ページは農協グループの労働力支援センターの記事、それから21ページ以降は農の雇用事業ということで、集落営農組織や農業法人等が活用できる事業で、この事業は我々の組織である全国農業会議所が主体的にかかわって

いる事業ですので、農業法人等はこういった事業を活用すれば、年間最大120万円の補助を得て、人を雇えるわけですので、ぜひご活用いただきたいと。

それから、26ページは、先ほど労政課で本年度取り組むという回答がありました。生涯現役促進地域連携事業というものの内容でございます。この26ページのところに採択団体というのがありますが、令和元年度開始分・2次募集としまして、松本市の生涯現役促進協議会というものが採択されております。

27ページ、28ページということで、松本市のほうで採択された、事業タイトルが「美しく生きる。健康寿命延伸都市・松本～生涯現役で生きがいの仕組みづくり～」というようなことで、これまで人生のキャリアを重ねてきた高齢者に、それまでの人生を振り返ってもらい、人生のキャリアの棚卸しをする機会をつくるなど、次なるステップに進むためのアドバイスを実施するというようなことで紹介されております。高齢者の方がさらにステップアップして輝いていただけるための活躍の場をつくるというような事業でございます。

また、29、30ページは県の先進的な事業でございます新規就農里親制度の紹介をさせていただきます。上條信太郎委員のところでも里親やっておりますし、小赤営農でも里親やっていると思います。このような制度も活用しながら新規就農者を育てていただければと思いますが、懇談会当日は積極的にご発言いただいて、建設的な議論をしていただければと考えております。

最後、項目4でございます。松本IC周辺への大規模農観光施設の整備ということでございます。

12ページの回答を見ますと、ポイントは3行目のところ「松本インターチェンジは中心市街地から距離的にも近く、松本市は中心市街地への誘客を商業振興施策の柱としており」と書かれておまして、中心市街地への誘客を重要視しているから、インターチェンジのほうは消極的な考え方だということでございます。

ただし、「農業者のための農畜産物の直売所という視点もあることから、今回、今回のご提案にさまざまな角度から研究させていただきます」と結ばれております。

うちのほうも、短期的にどうこうしろということじゃなくて、将来の大きな夢として、こんな施設はどうかということでこの意見はつくっております。

参考資料のほうは、31ページ以降でございます。

参考施設として、思いつきではありますが、駒ヶ根のシルクミュージアムとちこり村、2か所の資料をつけております。特に、ちこり村に関しては、2年前、松本市農業委員会の県外視察研修で視察しておりますので、当時を思い出される委員の方もおられるかと思えます。

見学したり、食べる、買うはもちろんなんですが、農業の博物館というような見せる農業ですね。そんなところも両方で共通しております。



シルクミュージアムも、もともとは伊那谷の養蚕・製糸業の歴史がありました龍水社が幕をおろすことになったことによりまして、駒ヶ根市で整備した施設でございます。シルクの関係の展示や体験工房、それから両者共通しているのはバイキングレストラン、ヘルシーな地元の新鮮な野菜というようなもののバイキングレストラン、あるいは地元の農家のお母ちゃんたちがやっているようなレストランというような、そんなようなイメージでございます、私もシルクミュージアム、私的にちょっと行って来たんですが、本当に平日の大雨の日だったんですが、シルクミュージアムのバイキングレストランは本当に盛況でございます、こんな田舎に何でこんなに人が押し寄せてくるのか、というぐらい盛況なレストランでございました。

バイキングレストラン菜々ちゃんも非常に種類が豊富で、いろいろな食材が用意されておりました。非常に魅力的な施設だなというふう感じたところでございます。

以上でございますが、意見書、参考資料等を活用していただいて、当日の懇談会が有意義なものになりますように、委員の皆様のご協力をぜひともお願いいたします。

以上でございます。

議長 ただいま板花補佐のほうから令和元年度松本市農業施策に関する意見書市長との懇談会の進め方についてお話があったわけですが、ただいまの説明に対しまして発言のある委員の皆様、挙手をお願いいたします。

[質問、意見なし]

議長 ないようです。  
市長懇談会の進め方につきまして、これより集約を行います。  
全員の委員の皆様にお伺いいたしますが、本件につきまして、ご了承いただける委員の皆様の挙手をお願いいたします。

[全員挙手]

議長 ありがとうございます。  
全員賛成でありますので、本件は了承されました。  
市長懇談会に向けまして、これから発言者や内容等の調整をさせていただくことがあります。委員各位のご協力をお願いいたします。  
また、その他の皆様にも、発言をお願いしたい事項がありましたら、ぜひとも積極的な発言をお願いいたします。  
あわせて、事務局が作成した意見書の参考資料をご活用いただきまして、懇談会を通して議論が深められますように各自準備をお願いいたします。

次に、報告事項ア、第4回長野県農業委員会大会への参加についてを議題

といたします。

事務局の説明をお願いいたします。

清澤補佐。

清澤局長補佐

それでは、第4回長野県農業委員会大会への参加について報告をさせていただきます。

着座で失礼します。

資料の29ページ、30ページをごらんください。

先月出欠確認をさせていただきましたので、重複する部分もありますが、説明をさせていただきます。

令和元年11月11日月曜日の13時から16時30分、上田市のサントミュージーゼで開催されます。

大会の内容は、まず表彰式が行われ、松本市が該当する部分としては、平成30年度農業者年金加入推進活動功労者表彰というのに波場推進委員が受賞をされています。それから、平成30年度情報活動功労者表彰、こちらは古沢農業委員と波場推進委員、上條推進委員が受賞されています。それと、平成30年度情報活動優秀農業委員会表彰、こちら、松本市農業委員会が表彰されます。

表彰式終了後、農地利用最適化の推進に関する要請議案の協議と農業委員会活動の取組強化に関する申し合わせ決議（案）の協議がありまして、その後、講演会があります。ファシリテーター普及協会の代表理事の釘山健一氏が「人・農地プランの実質化の推進」ということで講演をされます。

その後、松川町の農業委員会が事例報告を行います。

本市からの出席人数は、農業委員20人、推進委員6人、事務局3人となっておりますけれども、事務局長が一緒に行く予定でしたが、事務局長、11月から復帰いたしますけれども、まだデスクワーク以外はちょっと厳しいということで、私と川村補佐が一緒に行かせていただきます。

机に参加される皆さんの名簿を該当の方の机の上に置かせていただきましたので、また何かありましたら、こちらへご連絡をお願いします。

集合場所と集合時間ですけれども、市役所東庁舎前に10時に集合してください。出発は10時5分を予定しております。

上田サントミュージーゼに着く前に、途中上田市で昼食をとります。きのこ村深山というところでとりますけれども、昼食代については、11月の委員報酬から1,650円を差し引きさせていただきます。

大会自体は1時から4時半までで、終了後、松本へ戻ります。到着時間は松本市役所着18時予定です。

市役所までお車で来る方もいらっしゃるかと思いますが、1日とめるということになりますと、ほかの来庁者への影響がありますので、できましたら公共交通機関をご利用いただきますようにご協力をお願いいたします。

報告は以上です。

議 長

ただいま事務局から説明がありましたが、これより質疑を行います。

発言のある委員の皆様は挙手をお願いいたします。

[質問、意見なし]

議 長

ないようです。

本件については、ただいまの説明のとおりであります。表彰される委員の皆様につきましては、まことにめでたうございます。

また、本大会では、年に一度、県内の農業委員、推進委員が一堂に集まり、活動目標を明確にする重要な大会でございます。出席される皆様には、後日よろしく願いをいたします。

次に、報告事項イ、令和元年度農業委員会の国内視察研修の実施についてを議題といたします。

事務局の説明をお願いいたします。

中野主査、お願いします。

中野主査

令和元年度農業委員会国内視察研修の実施について報告させていただきます。

要旨といたしまして、農業委員会業務の参考及び委員の資質向上を図るため、本年度の農業委員会国内視察研修について、その内容を報告するものです。

実施時期につきましては、12月19日木曜日から翌20日金曜日の1泊2日を予定しております。

こちらの日にちですけれども、一番重要なところで、他市の農業委員会さんとの意見交換会を主に考えて、今回組ませていただきました。その結果、浜松市さんが意見交換会をやってもいいよということで手を挙げていただきましたので、浜松市さんの日程に合わせた結果、12月19日、20日になりましたので、年末に近い時期ですが、この日程で行うこととなりました。

視察研修場所及び内容ですけれども、初日の午前中なんですけれども、やさいバス株式会社さんのほうに事業視察をさせていただきます。内容につきましては、33ページ、34ページになります。こちらのほう、松本市のほうでも実証実験期間ということで、今、動いております。他地区の農産物について、違う地区へ持っていくというような感じになりますけれども、農家から実際の飲食店さんのほうに農産物を卸す、直で飲食店さんのほうにお持ちするというようなシステムになっておりますので、本当に飲食店さんのほうできょう何が欲しいというものを、きょうの夜の営業等で実際にどういふとれたての野菜が欲しいのかというのを、もうその当日に取り決めていくようなシステムとなっております。こちらのほう、テレビで放映されたりしております。まず、初日の午後こちらにお伺いするようになります。

31ページにお戻りいただいて、グリーンピア牧之原、こちらはお茶工場の視察ということになります。こちら、35ページに内容のほうを記載して

ございます。こちらのほう、お茶の工場見学ということで、どういう機械と工程を踏んでお茶がつくられるのか等の自由見学となっているようです。本来ですとスタッフによって案内までしてくれるようでしたが、ちょっと行く期間については、ガイドつきでの案内はやっていないということで、自由見学になります。

3 1 ページにお戻りいただきまして、1 2 月 2 0 日、翌日なんですけれども、午前中に浜松市農業委員会さんとの意見交換会を実施いたします。意見交換会の内容といたしまして、遊休荒廃農地の現状及び対策、日々の委員活動について、松本市の委員さんと浜松市の委員さんのほうで意見交換会ができたかと考えております。

4、視察の経費につきましては、こちらの記載のとおりとなっております。

(2) といたしまして、(1) の費用弁償額を上回る金額について、後日超過額として委員さんのほうから徴収する予定でおります。

5、今後の進め方なんですけれども、浜松市農業委員会との意見交換会での質問意見につきまして、来月行われる松本市農業施策に関する意見書の懇談会の日にご提出をお願いいたします。

こちらにつきましては、今回の定例総会の資料のところにも A 4 縦の 1 枚物で浜松市農業委員会との意見交換会質問内容ということで、今回の配付資料に同封をさせていただきました。こちらにつきましては、できる限り 1 人 1 質問以上ご記入の上、来月、1 1 月 1 4 日にご提出をお願いいたします。

実際の出欠報告等につきましては、1 1 月の定例総会の議案をお送りする際に出席報告についての依頼文をつけさせていただきます。そちらの報告につきましては、1 1 月の定例総会、1 1 月 2 9 日金曜日にご提出をお願いするようになります。

こちら 2 つとも、農業委員さんにつきましては、推進委員さんの取りまとめもぜひお願いいたします。

視察研修の実施についての報告事項は以上でございます。

議長 ただいま事務局から説明がありましたが、これより質疑を行います。発言のある委員は挙手をお願いいたします。

[質問、意見なし]

議長 ないようです。  
本件については、ただいまの説明のとおりでありますので、ご承知おきをいただきたいと思っております。

来月の総会で出席者の取りまとめを行います。県外の研修の貴重な機会でもありますので、農業委員及び推進委員の皆様には、それぞれ日程調整をいただきまして、多くの皆様にご参加をいただくようお願いいたします。

次に、報告事項ウ、主要会務報告並びに当面の予定についてを議題といたします。

事務局の説明をお願いします。

板花補佐。

板花局長補佐

それでは、総会本冊資料の36ページ、37ページ、最後のページでございます。

まず、主要会務報告としまして、10月を振り返りますと、10月5日、10月21日と北東部のブロック活動が行われまして、いよいよ佳境に入ってきてまして、ソバの刈り取り、ソバの脱穀と行われたところでございます。

10月16日は、情報・研修委員会、それから役員会を開催してございます。

本日、10月31日、総会終了後、この後でございますが、第5回農業振興委員会予定してございます。会場を移しまして、農業委員会室で予定しておりますので、農業振興委員の皆様は速やかに移動をお願いします。

最後のページ、37ページ、当面の予定でございます。

明日、11月1日は、まつもと市民祭農林業功労者表彰式典があります。市のほうからご案内が届いているかと思いますが、参加される委員の方はよろしくお願いたします。

11月11日は、先ほどご案内した農業委員会大会、それから14日が市長懇談会となります。

1点忘れてしまったんですが、きょうお配りした意見書とその回答及び参考資料、参考資料は農業委員会の内部資料でございますが、この2つの資料は当日配る予定はございませんので、お持ちいただきたいと思います。万が一忘れた場合に備えまして、若干資料は印刷しておきますが、基本的にはお持ちいただきますようお願いいたします。

それから、11月21日でございますが、農地転用の現地調査ということで、今回は中川委員と金子委員の順番になりますので、もし都合が悪い場合は事務局のほうと打ち合わせをお願いします。

あと、11月29日が11月の定例総会となっております。

意見書の懇談会ですが、先ほども申し上げましたとおり、懇親会の出席人数の取りまとめ等ありますので、もし出席できない場合は、お早めにご連絡をいただきますようお願い申し上げます。

以上でございます。

議 長

ただいま事務局の説明がありましたが、これに対しまして質問、意見がありましたらお願いをいたします。

[質問、意見なし]

議 長

ないようです。

本件につきましては、ただいまの説明のとおりでございますので、ご承知おきいただきたいと思ひます。

以上で報告事項は終了いたしました。

続きまして、その他の項目に入ります。

最初に、松本農業改良普及センターから情報提供をお願いいたします。

小川補佐、お願いします。

小川（松本農業改良普及センター） よろしく申し上げます。

別刷りの左肩に「松本農業改良普及センター」と書いてある、「家畜衛生情報」と真ん中に書いてございます資料をごらんいただければと思います。

最初に、豚コレラの関係なんですけれどももけれども、新聞等でもうご承知のとおりかと思うんですけれども、管内で飼養されている豚への予防ワクチン接種が10月26日の土曜日から開始されております。本日も北アルプスの地域振興局管内で実施中なんですけれども、11月3日には終了予定というようなスケジュールになっております。

ページ1枚めくっていただきまして、裏面ですけれども、2ページ目のところに関連記事を掲載させていただいたんですけれども、一番はやはり風評被害、前回の農業委員会の中でもご発言ございましたけれども、非常に心配になるかと思っておりますので、安全だということをまたぜひともPRいただければと思います。

それと、野生イノシシの関係なんですけれども、感染調査につきましては、しばらく冬季まで継続するというような状況になっております。

それと、ちょっと小さく関連記事、右下のところに載せさせていただいたんですけれども、台風19号による甚大な被害が起きてしまいまして、農業関係被害の額が133億円に上るということで、主には農業用施設が主なんですけれども、3ページ目に松本市沢村の気象表も載せさせていただいたんですけれども、真ん中のところが降水量のグラフになっておりまして、棒グラフになっておりまして、10月中旬のところを見ていただきますと、10月12日、台風19号ほかで突出した棒グラフの長さになっているのが、もう歴然としているかと思っております。

その次のページ、4ページ、5ページ、ちょっと字が小さくて恐縮なんですけれども、先ほどの記事のもとになる数字なんですけれども、台風19号による被害状況ということで、農政部農業政策課のほうから10月24日のお昼に第2報ということで出されました資料です。

こちらのほう、またごらんいただければと思うんですけれども、やはり長野管内で非常に大きな被害になっておりまして、主には農作物の樹体被害等の集計なんですけれども、合計しましても14億円余になっているということで、また被害作物等の右側のところをごらんいただくと、ほとんどリンゴ等の果樹被害が各地で散見されているということがわかるかと思っております。

それと、6ページ以降は、またごらんいただければと思いますけれども、県の農業大学校の入学生の願書受け付けが始まっておりますので、またご希望ある方がいらっしゃいましたら、ぜひPRいただければと思っております。

以上、簡単ですけれども、よろしく申し上げます。

議 長

ありがとうございました。  
続きまして、事務局からの連絡項目等お願いいたします。  
板花補佐。

板花局長補佐

2点お願いします。報告でございます。

1つ目は、土地精通者の推薦についてということでございます。

うちの資産税課より依頼がございました。3年に一度、固定資産評価替えをしておりまして、今度は令和3年度を予定してございます。この固定資産評価替えに際しまして、農地のことに詳しい委員を農業委員会から出してほしい旨依頼がございました。役員で相談しまして、両副委員長を推薦することとしました。農業振興委員会から河野副委員長、情報・研修委員会から金子副委員長ということでございます。

事務としましては、11月下旬に会議が1回、それから来年1月にかけて、与えられました20カ所ぐらいの農地の現地確認をしていただきまして、適正な評価額かどうかということで意見をさせていただくようなことになります。ご承知をいただければと思います。

2点目は、この後、アンケート調査への協力をお願いしたいというご案内でございます。

このほど農水省から農業用施設の設置や農地転用許可にかかわるアンケート調査依頼がございました。国では、若者の農業参入等をさらに促進するために、農業用施設の建設や運用面を含めました農地転用許可制度に係る課題を整理しまして、今後必要に応じて見直しを行っていく予定としております。まずは現場の実態把握からということで、農業委員会に協力依頼がございました。

つきましては、農業振興委員はこの後委員会を予定しておりますので、情報・研修委員会の委員の皆様にご協力をいただきたいということでございます。アンケートは、5分、10分程度で済む簡単なものでございますので、この後ここに残っていただきたいと思っております。

あと、毎月のお願いで恐縮でございますが、本日欠席されています委員さんの資料につきましては、同じ地区の委員さん、持ち帰りいただきまして、会議結果とあわせてつないでいただきますようお願いいたします。

農地申請関係原本は机の上にそのまま置いてお帰りください。

持ち帰る資料が大変きょう多いわけでございます。そこにスーパーの袋を用意しておりますので、必要がありましたらご活用いただければと思います。

あと、車でお越しの方、無料認証をまたいたしますので、お申し出いただければと思います。

以上です。

議 長

ありがとうございました。  
その他全体を通しまして委員の皆様から何かご意見がありましたら、発言

をお願いいたします。

[質問、意見なし]

議 長

ないようです。

以上で本日の案件は全て終了いたしました。

円滑な議事進行にご協力いただきまして、ありがとうございました。

議長を退任させていただきます。どうもありがとうございました。

15 閉 会

以上この議事録が正確であることを証します。

松本市農業委員会

農業委員会会長

\_\_\_\_\_

議事録署名人 9 番

\_\_\_\_\_

議事録署名人 11 番

\_\_\_\_\_